

東海村臨界事故と損害賠償

大塚直
学習院大学教授

おおつか・ただし

リスト

2000.10.1 (No. 1186)

一 はじめに

一九九九年九月三〇日の東海村臨界事故は、わが国における原子力事故に基づく損害賠償の主要事件としては二つ目の例となつた（第一は、後述の一九八一年の敦賀原子力発電所放射能漏れ事件。ほとんどが和解、調停で解決された）。原子力事故は廣汎な汚染・損害をもたらしうるのであり、この事件の紛争解決は法理論的にも大きな影響を与える可能性があると考えられるが、今回も、後述のようにそのほとんどが和解によって解決され、これらは公表の対象となっていない。今後訴訟が提起される可能性もあるが、そこで初めて一部の紛争の解決の仕方が明らかになるであろう。具体的な案件につ

いて事実関係を示した上で議論が現在の段階では残念ながらできないため、ある程度抽象的な叙述に留まらざるをえないが、以下では、「原子力損害調査研究会」の報告書を中心として論ずることとする。

二 賠償に関する経緯

一九九九年九月三〇日の事故の後、科学技術庁は、一〇月二二日に「原子力損害調査研究会」と「原子力損害賠償紛争審査会」を設置した。前者は賠償に関する基本的な考え方等を提示するための研究会であり、後者は原子力損害の賠償に関する法律（一八条）に基づく、賠償に関する紛争が生じた場合の和解の仲介を行うための審査会である。

同年一二月一五日に、衆議院で東

海村臨界事故による被害者救済に関する決議が行われるとともに、㈱JCOとその親会社である㈱住友金属鉱山は、年内の仮払いの実施等について、茨城県及び東海村と合意した。また、「原子力損害調査研究会」は、営業損害に関する賠償責任についての考え方の中間確認事項をとりまとめた。これらを受けて、JCOは、茨城県及び東海村の協力を得つつ、一二月中に、約二七〇〇件について請求額の半額を日途に補償金の仮払いを行つた（総額約四五億円）。

JCOは、補償金額確定と残高の支払いのための基本方針について合意し、確認書を取り交わした。これは、JCOが相当因果関係が認められるすべての被害について補償を行ふこと、補償の支払いに関して県が

必要な支援を行うことなどを内容とするものであった（二月二二日には、東海村とJCOも同様の内容の確認書を取り交わした）。これらの合意に基づきJCOと請求者との折衝が行われた結果、同年七月末現在、請求件数の九七・五パーセント（六八四〇件、約一二二一・九億円）について合意に達している。同年三月には、同研究会から、中間確認事項を踏まえつつ、その後の検討内容を合わせた「㈱ジェー・シー・オー東海事業所核燃料加工施設臨界事故に係る原子力損害調査研究報告書」（以下、「報告書」という）が出された。なお、原子力損害賠償責任保険契約に基づく保険金の支払いは、契約上の上限である一〇億円について、五月末に完了している。

三 原子力損害の賠償に関する法律と賠償されるべき損害

原子力損害の賠償に関する法律（以下、「原子力損害賠償法」という）は一九六一年に制定された⁽²⁾。その目的は、被害者の保護と、原子力事業の健全な発展にある（一条）。

本法は、原子力事業者が原子炉の運転、加工、再処理、核燃料物質の使用、使用済燃料の貯蔵、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物等の廃棄によつて生じた原子力損害について賠償するというものである。「原子力損害」とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用もしくは毒性的作用によつて生じた損害をいう（二条二項）。

損害賠償責任については、公衆保護の見地から、無過失責任主義が採用され、免責が認められるのは異常に巨大な天災地変、または社会的動乱によつて損害が生じた場合だけとされている。そして、原子力事業者に責任が集中しており（3）、原子力施設の設備や機器を製造した者、核燃料の物質を供給した者などは責任

を負わないことになつていて（三条）。また、わが国の原子力損害賠償法では、当初から、無限責任主義が採用されていたが、これは、諸外国になかつた特色である。

原子力損害賠償の責任の履行を確保するため、原子力事業者はあらかじめ基金を用意しなければならない。これを「損害賠償措置」といふ。これには、日本原子力保険ブルとの原子力損害賠償責任保険契約（八条）、政府との原子力損害賠償補償契約（一〇条）の二種類があり、通常の事故の場合には前者が使われるが、天災の場合、正常運転による場合、後発損害の場合には、政府との補償契約の方が用いられることが多い。賠償措置額は昨年の改正後、一事業所あたり六〇〇億円とされているが、施設や行為の内容によつては、政令により低い額が定められていく。

さらに、もし、原子力損害が事業者の損害賠償措置額を超えて、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認められる場合には、政府が必要な「援助」を行うことができるとされている（一六条一項）。また、原子力事業者が免責される場合

については、政府は、被災者の救済及び被害の拡大の防止のため必要な措置」を講ずるようにするものとされている（一七条）。

原子力損害賠償法は、無限責任とし、賠償されるべき損害の範囲について何ら規定をおいていない。そのため、一般法である民法に戻ることになり（4）、判例の立場では、放射線作用等との間に相当因果関係が認められる損害は何かという問題となる。

ちなみに、ウェーリン条約では、一九九七年の改正議定書で、「原子力損害」として、滅損された環境の回復措置費用（環境損害）、環境の利用又は享受による経済的利益に由来する收入の損失（経済的損失。これらも含めて環境損害と呼ばれることがある）、予防措置費用を含むことを明確に規定することとされており（一条一項（k）⁽⁵⁾）、わが国でも、無限責任をとりつても、損害項目を明確にすることが必要となつていると考えられる。ただ、同議定書では、環境の重大な滅損の結果としての経済的利益の損失は明記されたが、後述のように今回の事故の中心的紛争といつてよい風評損害については触れら

四 賠償の観点からみた東海村臨界事故の特色

今回の事故は、原子力損害賠償法や民法（不法行為法）の要件との関係で、どのような特色を有するであ

れていない。これは、広い意味で純粹経済損失に含まれると考えられるが、その中でも、環境損害とも異なる損害ということになる（能見教授の論文⁽⁶⁾の四つの類型に入らない第五類型）。風評損害のうちでも、事故等が全く発生していないのに、単に噂に基づく被害が生じた場合（何も起きていないが、処分場周辺の土地は放射能に汚染されているという風評に基づく地価の低下や、同様の風評に基づく農作物の売上減少等）については、原子力損害賠償法上、賠償の対象にならないが（この場合には、噂をした者の責任が問われうるにすぎない）、何らかの事故の結果として風評損害が生じた場合は、賠償の対象となるか、が問題となる。また、ウェーリン条約の改正議定書では、慰謝料は、条約としては原子力損害に含めないこととし、各国に委ねられている。

らうか。

第一に、報道された事実によるとJCIOに組織ぐるみの重大な過失があつたことは疑いないが、原子力損害賠償法を適用する限り、同法は上記のように無過失責任主義を採用しており、この点は不法行為責任の成立には関連しない。もつとも、賠償にあたって金銭的評価の段階でこの問題が影響する余地はないではない(?)。

第二に、死傷損害を受けた三人の従業員を除けば、健康被害にあたるものは、少なくとも当面は考えられにくい事故であったことである。また、環境損害もほとんど問題とならない事例であったといえる。

第三に、営業損害、特に風評損害が大いに問題とされたことである。納豆、野菜、芋、魚介類等の食品の売上減、ホテル、ゴルフ場の予約キャンセルなど、大きな影響がみられた。

第四に、事故自体の問題ではないが、今回は賠償義務のない親会社が進んで支払いをした点に特色がある。上記のように責任集中制度をとっている原子力損害賠償法においては、このような者に賠償義務がないこと

リスト

2000. 10. 1 (No. 1186)

はもとより、仮に民法の考え方をとったとしても、親会社と子会社が実質的に同一者である（法人格否認のない限り、親会社だからという理由で賠償義務が発生することはないと）からである。

五 「報告書」の概要と関連する論点

1 「報告書」の概要

原子力事故により、種々の損害が発生するが、「報告書」は、賠償にあたって、場所的限界（退避勧告区域内外か、茨城県内外か）、時間的限界（行政措置の解除の前か後か、事故調査対策本部の報告等によって、正確な情報が提供され、かつこれが一般国民に周知されるために必要な合理的かつ相当の期間が経過した時点の前か後か）を、判断基準として設け、それを原子力事故と損害との相当因果関係の証明に関連させている。この点は特に営業損害について問題となる。また、賠償の要否、程度については平均人の判断が基準となる。

(1) 身体の傷害

請求者の身体傷害が、請求者側の法理の問題となる等の特別な理由がない限り、親会社だからという理由で賠償義務が発生することはないと認められる場合には、請求者が被った損害は賠償の対象となる。原子力安全委員会健康管理検討委員会により、今回の事故の周辺住民に対する放射線影響は、「確定的影響（ガン及び遺伝的影響以外の影響）」が発生するレベルではないうえ、「確率的影響（ガン及び遺伝的影響）」についても発生の可能性が極めて低いとされていることが前提となっている。

(2) 検査費用

①事故の発生から避難要請の解除までの間のいずれかの時点で茨城県内に居た者（通過した者も含む）が、身体傷害の有無を確認する目的で、一九九九年一月末までに受けた検査につき検査費用を支出した場合の請求者の損害、②当該財物が事故の発生当时茨城県内にあり、当該財物の性質等から、検査を実施して安全を確認することが必要かつ合理的である等の場合で、一九九九年一月末までに検査を実施した場合の請求者が現実に支払った検査費用は、損

立証により、事故によつて放出された放射線等による放射線障害である

均的・一般的な人の認識を基準とし、賠償額は合理的な範囲内のものに限られる。

(3) 避難費用

①屋内退避勧告がなされた区域内に居住する者が、避難するため現実に支出した交通費、行政措置の解除に支出した宿泊費及びこの宿泊に付随して支出した費用、②上記区域内に住居を有している者が、屋内退避勧告がなされた区域外に滞在することを余儀なくされた場合には、現実に支出した宿泊費及びこの宿泊に付随して支出した費用の実費分が損害と認められる。賠償額は、合理的・平均的な範囲内に減縮されたものに限られる。

(4) 財物汚損

①動産に関しては、当該動産が事故の発生当时茨城県内にあり、その種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたものと認められる場合には、現実に価値を喪失した部分について損害と認められる。

②不動産に関しては、(i)売却予定のない所有不動産の価値の下落については、現実の損害発生を認めるこ

とができず、賠償の対象と認められない。(ii)不動産売買契約の解約、不動産を担保とする融資の拒絶又は売却予定価格の値下げについては、当該不動産が屋内退避勧告のなされた区域内にあること、その不動産取引について既に売買契約などが締結されているか締結の可能性が極めて高い状況であり、対価額等も確定しているか確定しつつあること、一九九年一月末までに生じた解約や値下げであり、これらに応じざるを得なかつた相当な事由があつたこと、更に解約の場合には当該不動産を緊急に売却処分せざるを得なかつた相当な事由があつたこと、その解約や値下げが事故を理由とするものであること、当該請求の合理性（損害の発生と損害額）を請求者側が立証した場合、賠償が認められる余地がある。(iii)賃料の減額を行つたこと又は事故後に賃貸契約を解約されたことについても、(ii)と類する要件のもとに賠償が認められる余地がある。

(5) 休業損害

屋内退避勧告がなされた区域内に居住地又は勤務先がある給与所得者等について、行政措置により就労が不能となつた場合、就労不能の状況

が解消された時点までに生じた給与等の減収は損害と認められる。

が解消された時点までに生じた給与等の減収は損害と認められる。

(6) 営業損害

①「茨城県内で収穫される農畜水産物及びこれらに関連する営業であり、広く茨城県外を商圏とするもの」に関しては、生産・営業の拠点が同県内にあり、現実に減収のあった取引について、事故調査対策本部の報告等によって、正確な情報が提供され、かつこれが一般国民に周知されるために必要な合理的かつ相当の期間が経過した時点（一九九九年一月末）までの期間に生じた減収分が損害と認められる。②上記以外の営業に関しては、「営業の拠点があり得る」とし、例として、

これは、中間確認事項では、「具体的な事実関係に応じて、過失相殺や原因競合等の法理論を適用すべき場合もあり得る」とし、例として、生じた場合」をあげている。

(7) 精神的損害

身体傷害を伴わない精神的苦痛のみを理由とする請求については、損害の発生及び金額の合理性について請求者側に特段の事情がない限り、損害と認められない。原子力損害賠償法の「原子力損害」に精神的損害は含まれるが、損害の範囲を客觀化することには自ずと限界があり、一律の基準で賠償の適否を決める、過大請求のみとめられる余地を残すことなどを理由として、請求者側に特段の事情がない限り認められないこと

り、事故との間に相当因果関係があると推認されるとしていたのを(b)について拡張したものである。中間確

認事項では、これらの要素を満たさない場合でも、請求者による個別・具体的な立証の内容・程度如何では、相当因果関係が肯定される場合があるとしていた。

なお、中間確認事項では、「具体的な事実関係に応じて、過失相殺や原因競合等の法理論を適用すべき場合もあり得る」とし、例として、「その性質から廃棄の必要が認められない商品等を軽率な判断で廃棄してしまったために営業活動に支障が生じた場合」をあげている。

2 関連する論点

身体傷害に伴う損害は極めて限定されているし、積極的損害としての、検査費用、避難費用もそれほど高額にはならない。高額の請求が問題となつたのは消極的損害である。その中には営業損害、休業損害、財物汚損（これについては、積極的損害となつたのは営業損害のうちの風評損害ではない）、精神的損害が問題となる場合には消極的損害が問題となるが、中でも今回最も問題となるのは、民事責任のうちの風評損害である。以下では、風評損害に関する問題点とその他の問題点に分けて記すことにする。なお、和解は「互ニ譲歩」して「争ヲ止ムル」ものであり、その基準は法的責任の基準と一致する必要はないが、概略的にみれば、両者に密接な関連があることも予想されるところであり、以下では、民事責任の観点から、右の問題点について論じたい。

(1) 風評損害に関する問題点

(ア) 風評損害に関する既存の判決としては、名古屋高裁金沢支部平成元年五月一七日判決（判時一三二二号九九頁）がある(8)。これは、一

リスト

2000.10.1 (No. 1186)

九八一年一月頃から四月半ば頃の間（特に三月八日）に放射性物質が敦賀原子力発電所タンクから漏出する事故が発生し、同年四月一八日、この事実が公表されるや、敦賀産魚介類の価格の暴落・取引量の低迷が続いたという事件（四月一九日に敦賀市、同二〇日に福井県が安全宣言をした）に関して、魚介類の仲買業者、運送業者が、同年四月一八日から同年八月末頃までについて前年と比較した売上減少分を損害（慰謝料として構成）として請求したものである。同判決は、敦賀湾内に放射能漏れが生じた場合、「漏出量が数値的には完全でその旨公的発表がなされても、消費者が危険性を懸念し、敦賀湾産の魚介類を敬遠したくなる心理は、一般に是認でき、したがって、それによる敦賀湾周辺の魚介類の売上減少による関係業者の損害は、一定限度で事故と相当因果関係ある損害といるべきである」との一般論を展開したが、具体的な事案で争われた金沢産の魚については、売上高が本件事故後減少したとしても、消費者の「極めて主観的な心理状態」によるものであって、「同一条件のもとで、常に同様の状態になるとは言い難く、また一般的に予見可能性があるともいえない」として事故との相当因果関係を否定した。

なお、類似のものとしては、一九七三年に有明湾に第三水俣病が発生しているとの報道等がなされ、全国的に水銀汚染ベニッキが起きたが、同年六月に政府が水見海域を水銀汚染調査地区に指定したため、同海域でとれる鱈の丸干しを製造販売していた業者が、売上減少の損害を被つたとして富山湾に水銀を排出していた企業に損害賠償を求めた富山地裁（判時一〇一二号二二頁、棄却）があるが、同判決は、魚が現実に汚染されていくとも「汚染されたのではないと疑われる程度のことかなればそれで足りる」としつつも、排出された汚染物質の数値を問題にし、被告企業に「水見海域の魚に水銀汚染の疑いをかける程度の水銀量の排出行為がなかった」ことから、相当因果関係を否定した。この点、

（イ）そもそもこのような風評損害について原子力損害賠償法の適用があるかという論点がある。適用がないとして民法七〇九条の問題とする見解もあるが（¹⁰）、同法が被害者救済の観点から、無限責任を採用しており、その立法過程においても賠償範囲を制限する考え方がとられていないかったこと、原子力損害として風評損害が生ずることはむしろ通例であるとみられることから、当該風評損害が当該原子力事故によって「確實」に生じるといえるものである限り、適用対象としてよいと考える。「報告書」も同様の立場といえよう。したがって、JCOの過失は問題とならない。

（ロ）このような風評損害は売上の減少が認定されれば一応あると考えられるが（ただし、魚介類などで漁獲量自体が減っているときには売上の減少のみに注目すべきではない。出荷しても売れないと判断して出荷しない数値を問題としない名古屋高裁金沢支部判決は一般論を「より進めてい」と評されている⁽⁹⁾）。富山地裁（¹⁰）は保護範囲を決めていくといふところでは、義務射程説、危険性関連説に大別される。どの説を採用するかによって結論が異なることはほとんど考えられないが、本件の事案にあてはめてみたとき、義務射程説⁽¹⁰⁾は保護範囲を決めていくといふざるをえない。また、判例のように四一六条を類推した場合、無関係の者の間に突然生じうる不法行為の事案において予見可能性が機能しうるかという問題はかねて指摘されて

いるところである。前田達明教授による判例の機能的な分析によると、消極的損害については、損害の「確実性」が賠償範囲の基準となつてゐる。本件のような「結果損害」の事案については、危険性関連説の多くの論者の立場もこれを基準とすることになる(16)。

(II) 売上の減少との因果関係が認められるかは個々のケースによるが、一般的には、その場所的限界と時間的限界、さらに、原因競合が問題となると考えられる。

第一に、場所的限界については、先の名古屋高裁金沢支部判決が重視しているが(これのみを基準としているといつてよい)、その理由は、遠隔地での生産については仮に売上減があつても反復性が低いことにある(同一条件のもとで、常に同様の状態になるとは言い難く)、という表現は、反復性が低いことを意味している)。これに対しても、「集団的で統計的に有意なものであれば、『同一条件のもとで、常に同様の状況になると、は言ひ難く』と片づけることも許されないのでないか」とする疑問も呈されている(17)。これは確かにその通りであると思われるが、実際に

は、経済的な要因は極めて多岐にわたりることから、売上減の原因を統計的に明らかにすることは相当に難しく、裁判所も、このような判断をせざるを得なかつたのではなかろう。ただ、場所的限界を設け、それがを超える場合に反復性が低いというためには、産地の表示が正確であり、かつ、消費者がそれを信じることが通常と考えられる状況にあることが必要である(18)。生鮮食品で、場所的な移動範囲がそれほどないと考えられる農畜水産品については、このようないくつかの問題がある。まず、場所的限界を設けることの合理性があつたが、それ以外の場合にこのようないくつかの問題がある。そこで、一定の場所的限界のもののみ損害発生の反復性があるとする場合、それは不法行為法のどの意味では、金沢産の魚介類についての同判決の判示も、原告の証明の仕方によつては覆すことが可能であつたと考えられる。同判決は、金沢産か敦賀産かの表示が意味をもつ理由として、敦賀産のあまえびは売れなかつたのに、金沢産のそれは通常の値段で取引されていたと指摘するにすぎない)。

「報告書」は、正確な情報が周知されるために相当の時間が経過した一九九九年一一月までに生じた減収分を損害と認めている。このように時期を区切つてゐるところは、名古屋高裁金沢支部判決にみられなかつた特色である。もつとも、それは、同判決の事案では調停委員会が認めた時期(八月)までの分しかそもそもの及ぶ範囲を定めたことになる(筆者はこれに賛成する)。これに対し、相当因果関係説のうち、判例の採用する四一六条類推適用説の下では、

は、賠償の範囲を屋内退避勧告のなされた地域に営業の拠点がある場合に限定しているが、これは、――それが場所的限界を超える例外的な賠償を全く否定しているのでない限り――正当であると考える。農畜産物とそれ以外で場所的限界を変えているのは、一般にも受け入れられやすい区別であるといえよう。

そこで、一定の場所的限界のもののみ損害発生の反復性があるとする場合、それは不法行為法のどの意味では、金沢産の魚介類についての同判決の判示も、原告の証明の仕方によつては覆すことが可能であつたと考えられる。同判決は、金沢産か敦賀産かの表示が意味をもつ理由として、敦賀産のあまえびは売れなかつたのに、金沢産のそれは通常の値段で取引されていたと指摘するにすぎない)。

「報告書」は、農畜水産物についての拠点が茨城県内にあるものに一応限定し、それ以外の営業についての「通常損害」にあたるか否かの問題として処理されると考えられる。そして、反復性の低い特別損害とすれば、予見可能性が問題となり、これも場所的限界を超えるときには否定されることとなる(四一六条を規定しない澤井説では、特別の危険性の実現であるかが問題となり、同様の結論となろう)。

結局、反復性を事実的因果関係の前提として要求する立場(私見)によれば、場所的限界は事実的因果関係の問題となるケースが多いと考えられる。

第二に、時間的限界については、原因と結果との反復可能性が必要であると解するものが少なくない(20)。この見解によれば、一定の場所的限界を設けることは、事実的因果関係の見解によれば、一定の場所的限界を設けることは、事実的因果関係のみを内容とするという理解もありうるが(19)、最近では、事実的因果関係の前提として、関係は条件関係のみを内容とするという理解もある。この問題が事実的因果関係の問題か、保護範囲の問題かが議論されよう。事実的因果関係は条件関係のみを内容とするところを損傷と認めている。このように時期を区切つてゐるところは、名古屋高裁金沢支部判決にみられなかつた特色である。もつとも、それは、同判決の事案では調停委員会が認めた時期(八月)までの分しかそもそも請求されておらず、特に問題とする必要がなかつたためであり、この「報告書」では何らかの一応の区切りを必要としたものといえよう。

ただ、個別の請求でどこまで認め

るかは、ケースバイケースの判断を強いられることになる。この問題は、上記の事実的因果関係と保護範囲を分ける立場を前提とすると、事実的因果関係の認定の問題といえよう。

第三に、原因競合の問題に移る。これについては、二つの場合が考えられる。

まず、問題となるのは、売上の減少について事故以外の原因がある場合である。例えば、一定の作物については遺伝子組換え作物のおそれから販売量が減ったことも考えられる。このような場合には、割合的因果関係論をとるかはともかくとして、少なくとも賠償範囲ないし金銭的評価の段階で減額されることになる。右のような具体的な要因が考えられない場合でも、様々な要因が絡まって経済社会における売上の減少は生じているのであるから、事実的因果関係は認められるとしても、賠償範囲の確定または金銭的評価の際の減額はありうるであろう。

もう一つの問題は、風評損害であること自体に基づく減額をすべきかである。風評損害については、JCの行為と被害者の損害との間に第

リスト

三者（消費者等）の意思の介在があるとみられるからである。先の名古屋高裁金沢支部判決が、敦賀湾周辺の魚介類の売上減少による損害は、「一定限度で」事故と相当因果関係があるとしているのは、割合的因果関係論、割合的賠償範囲論の採用なし金錢的評価での減額を行っていると見ることができる⁽²¹⁾。しかし、この場合の第三者の意思是、まさにJCの行為によつてもたらされたものであり、JCの事故があれば当然に生ずる結果の範囲で賠償せらるべきであれば、その上に減額を行うべきではないと考える⁽²²⁾。

(2) その他の問題点

営業損害に関して、今回の事故の結果、事故前に行われた投資が無駄になつた場合、投資額を請求しうるかという問題がありうる。しかし、これは、——投資の内容によつて検討する必要があるが——通常は、売上減のみを損害として認定すれば十分であり、このような投資額を損害とみると二重の認定をすることになると考えられる。投資したもの自体は被害者の下に残つており、その売却も可能であるから（もし通常よりも安くしか売れなかつた場合に

は、相当因果関係が認められれば、その差額分を損害として認定することはありうる）⁽²³⁾。

また、営業損害につき、中間確認事項において過失相殺の対象とされた「その性質から廃棄の必要が認められない商品」とは何かが問題となる。食品のように人の口に入るものがこれにあたらないことはいうまでもないが、化粧品等も、肌から吸収される恐れがあるので、同様に扱うべきであろう。販売者の廃棄といふ行為は、製品によつては損害拡大防止義務⁽²⁴⁾に違反した行為となり、それによる逸失利益については賠償の必要がないが、その判断は社会通念によるほかない。近時の商品の自主回収の様々なケースが参考になろう。請求者が自己の家にある動産（商品）を汚損したものとして廃棄した場合も、これと同様に解すべきである。

次に、精神的損害については、⁽¹⁾ 「報告」は「請求者側に特段の事情がない限り、損害とは認められない」という結論を出しているが、近隣で今回の事故の恐怖を体験した者は、身体障害を伴わない精神的苦痛であつても、受忍限度を超えて、低額でも慰謝料を認めるることは考慮されるべきではないか。例えば、空港の騒音などについて、騒音に曝露されたことと自体を損害として、WECPNL値に応じて区分された慰謝料、いわゆる括的慰謝料お、今回の事故に関する余地がないではない。ただ、懲罰的損害賠償制度の影響を受けた、制裁的慰謝料⁽²⁵⁾が問題となる余地がないわけではない。ただ、懲罰的損害賠償については、わが国では判例上、公の秩序に反するとしているし⁽²⁷⁾、制裁的慰謝料についても、ここに立ち入る余裕はないが、判例上は当然認められないであろう。もっとも、通常の慰謝料の算定において、加害行為の態様を考慮する余地はある。

⁽¹⁾ アメリカ合衆国のビキニ水爆実験と損害賠償については、加藤一郎・不法行為法の研究一一一頁以下（一九六一）参照。
⁽²⁾ 詳しくは、下山俊次「原子力」山本二ほか・未来社会と法五三二頁以下（一九七六）参照。
⁽³⁾ 責任集中の根拠については、谷川

- 久「責任集中観」成蹊法学四六号一一一
頁以下（一九九八）参照。
- (4) 星野英一「原子力損害賠償に関する二つの条約案」法協七九巻一号六四頁（一九六一）。
- (5) 詳しくは、広部和也「原子力損害についての民事責任に関するウイーン条約の改正」成蹊法学四七号一一一頁以下（一九九八）参照。
- (6) 能見善久「比較法的にみた現在の日本民法——経済的利益の保護と不法行為法（純粹経済損失の問題を中心）」広中俊雄・星野英一編・民法典の百年一六二一頁（一九九八）。第四類型である環境損害に近いが、本件では、環境に対する汚染すら重大ではない点が異なる。
- (7) 制裁的慰謝料の問題がありうる。
- (8) 評析として、淡路剛久・私法判例リマーカス一号一一五頁（一九九〇）、窪田充見・判評三八七号（判時一三七六号）三九頁（一九九一）、小賀野晶一・法律のひろば四二巻一〇号四五頁（一九八九）、乾昭三・公害環境判例百選八六頁（一九九四）。
- (9) 淡路・前出注（8）。
- (10) 淡路・前出注（8）。敦賀原子力発電所事件でも、原告は民法に基づいて請求した。
- (11) 四宮和夫・不法行為四三三五頁（一九八七一合本）。
- (12) 個々の判決については、前田陽一「損害賠償の範囲」新・現代損害賠償法講座六八五頁（一九九八）参照。
- (13) 澤井裕・テキストブック事務管理・不当利得・不法行為（第二版）一九六頁（一九九六）。
- (14) 平井宣雄・損害賠償法の理論一〇

- 久「責任集中観」成蹊法学四六号一一一
頁以下（一九六九）。今日、学説上は多
数を占めるが、最近反対説も見られる（澤
井・前出注（13）一八八頁以下、水野謙・因
果関係概念の意義と限界〔二〇〇〇〕）。
- (15) 平井宣雄・債権各論II一二三頁
（一九九二）。
- (16) 前田達明・民法VI三〇一頁以下
（一九八〇）、四宮・前出注（11）四六〇頁。
(17) 建田・前出注（8）。
- (18) 淡路・前出注（8）の指摘参照。
(19) 澤井・前出注（13）一九七頁。特に
初版では、本判決をあげつつ、反復性は因
果関係の「濃淡」の問題であり、事実的因
果関係の問題でも賠償範囲の問題でもない
とする（一八〇頁）。これは澤井教授が相
当因果関係説を採用していることと関連
している。
- (20) 四宮・前出注（11）四〇九頁、水
野・前出注（14）三四四頁。
(21) 淡路・前出注（8）、小賀野・前出
注（8）参照。
- (22) 澤井・前出注（13）二二〇頁（誘発
責任）参照。
- (23) なお、営業損害なし休業損害と
して、企業生産活動が一時停止したことによる経済的損失については、「報告書」には触れられていないが①自治体の退避要
請等により、生産活動がストップし、休業となつたことによる経済的損失について
は、自治体の退避要請等に合理性があり、
かつ、現実に経済的損失が生じた場合、②
自治体により退避要請等が出ていないもの、企業の自己判断により生産活動をスト
ップし、休業した場合の経済的損失につい
ては、企業の判断に合理性があると認められ、かつ、現実に経済的損失が生じた場合に、損害として認められる扱いがなされる

ことが望ましい。

(24) 平井・前出注（15）一五六頁参照。

(25) 東京地判昭和六一・九・一六判時

六号二五七三頁（外国裁判法の判決の執行

に關して）。アメリカのブライス・アンダ

ソン法でも、原子力事故に関する訴訟に

ついては、懲罰的損害賠償責任が排除され

ている（一七〇s条）。

(26) 保木本一郎・原子力と法三三三頁
（一九八八）参照。制裁的慰謝料の考え方
については、後藤孝典・現代損害賠償論一
八七頁以下（一九八二）参照。

(27) 最判平成九・七・一民集五一卷
六号二五七三頁（外国裁判法の判決の執行
に關して）。アメリカのブライス・アンダ
ソン法でも、原子力事故に関する訴訟に
ついては、懲罰的損害賠償責任が排除され
ている（一七〇s条）。

J



平成11年度 重要判例解説

研究者・実務家に最新の判例情報を提供するとともに、司法試験受験者に必携の書となっている重要判例解説の平成11年度版。本年度は94件の重要判例を収録し、一層充実した。

B5判/320頁/定価(本体2,800円+税)/有斐閣